

市第 158 号議案

横浜美術館条例の一部改正

横浜美術館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年 2 月10日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜美術館条例の一部を改正する条例

横浜美術館条例（昭和63年 9 月横浜市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 号を加える。

(3) 駐車場

第 9 条第 6 項中「第 3 項及び第 4 項」を「第 1 項から第 4 項まで」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項中「前項」を「第 4 項」に改め、「3,000 円の範囲内において」の次に「、前項の利用料金にあつては別表第 4 に定める額の範囲内において」を加え、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 駐車場を利用する者は、指定管理者に対し、利用料金を支払わなければならない。

第 9 条に次の 1 項を加える。

8 第 5 項の利用料金は、後納とする。

別表第 1 から別表第 3 までの規定中「（第 9 条第 5 項）」を「（第 9 条第 6 項）」に改める。

別表に次の 1 表を加える。

別表第 4（第 9 条第 6 項）

区 分	単 位	利 用 料 金
大型車	1 台、30分につき	500円
その他のもの	1 台、1 時間30分まで	500円
	利用時間が1 時間30分を超えるときは、超過時間30分までごとに250円を加算する。	

附 則

この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

横浜美術館に駐車場を設置し、同駐車場について利用料金制を導入するため、横浜美術館条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜美術館条例（抜粋）

上段	改正案
下段	現行

（施設）

第 3 条 前条に掲げる事業を行うため、美術館に次の施設を置く。

（第 1 号及び第 2 号省略）

(3) 駐車場

（利用料金）

第 9 条 （第 1 項から第 4 項まで省略）

5 駐車場を利用する者は、指定管理者に対し、利用料金を支払わなければならない。

$\frac{6}{5}$ 第 1 項の利用料金にあつては別表第 1 に定める額の範囲内において、第 2 項の利用料金にあつては別表第 2 に定める額の範囲内において、第 3 項の利用料金にあつては別表第 3 に定める額の範囲内において、 $\frac{第 4 項}{前項}$ の利用料金にあつては 1 点につき 1 回又は 1 日ごとに 3,000 円の範囲内において、前項の利用料金にあつては別表第 4 に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

$\frac{7}{6}$ 第 1 項から第 4 項までの利用料金は、前納とする。ただし、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、指定管理者は、後納とすることができる。

8 第 5 項の利用料金は、後納とする。

別表第 1 $\frac{(第 9 条 第 6 項)}{(第 9 条 第 5 項)}$
 （表及び備考省略）

別表第 2 $\frac{(第 9 条 第 6 項)}{(第 9 条 第 5 項)}$

(表 省 略)

別 表 第 3 (第 9 条 第 6 項)
(第 9 条 第 5 項)

(表 及 び 備 考 省 略)

別 表 第 4 (第 9 条 第 6 項)

区 分	単 位	利 用 料 金
大型車	1 台、30分につき	500円
その他のもの	1 台、1 時間30分まで	500円
	利用時間が1 時間30分を超えるときは、超過時間30分までごとに250円を加算する。	